

第 14 回原子燃料品質管理検討会 議事録

1. 日 時 平成 27 年 5 月 21 日 (木) 10:00～11:25
2. 場 所 日本電気協会 4 階 D 議室
3. 出席者 (敬称略, 順不同)
出席委員 : 大山主査 (東京電力), 原田 (中部電力), 小西 (九州電力), 市原 (関西電力)
中江 (原子燃料工業) (計 5 名)
代理出席 : 吉田 (三菱原子燃料・齋藤代理), 脇山 (GNF-J・堤代理) (計 2 名)
常時参加者 : 山内 (原子力規制庁) (計 1 名)
オブザーバ : 福本 (東京電力) (計 1 名)
事務局 : 富澤 (日本電気協会) (計 1 名)
4. 配付資料
資料 14-1 第 1 3 回原子燃料品質管理検討会議事録 (案)
資料 14-2 JEAC4111-2013 「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」
資料 14-3 JEAG4204 「発電用原子燃料品質管理指針」改定案

参考資料 1 原子燃料品質管理検討会委員名簿

5. 議事

(1) 会議定足数等 (代理者承認) の確認

事務局より, 委員総数 7 名に対し, 代理出席者 (2 名) を含めて本日の委員の出席者は 7 名であり, 会議成立条件である「委員総数の 2/3 以上の出席」を満たしていることの報告があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より, 資料 14-1 に基づき, 第 13 回原子燃料品質管理検討会議事録 (案) の内容について確認を行い, 承認された。

(3) JEAC4111-2013 「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」について

主査より, 資料 14-2 に基づき, JEAC4111-2013 の主要改定点について説明された。

(4) JEAG4204 「発電用原子燃料品質管理指針」改定案について

主査より, 資料 14-3 に基づき, 改定案について説明された。

これまでの指針は, 物 (燃料) を作るために規定してきているが, 今回の改定案では物 (燃料) を作るうえで「人」が燃料を製造, 検査する点も含めた改定案としたいとの方針が説明され, 各章の改定案について検討がされた後, 規格改定に向けた今後の予定についても, 説明された。

また, 改定案の記述にあたり, 電力事業者と燃料製造メーカーが互いに協調しながら, 良い燃料を製造すべく活動をしていることを解説, 例示等で記載していくことが確認された。

(主な質疑・コメント)

- ・JEAC4111-2013 に関する改定で、メインの本文のところは燃料製造メーカーに関する記述であり、それ以外の点は電力事業者全体に関する点であり、メーカーに関する点を主眼に記載し、事業者に関するところは JEAC4111 を参照する記載として良いのではないか。
- 今回の改定でキーワードとなる点を確認して反映することとする。
- ・第2章に記載の JEAC4111 に関する記述は、4計画以降は燃料製造に係るQMSで反映されているため記載を省略することで良いのではないか。9. 安全文化及び安全のためのリーダーシップは入れておいても良いと思う。
- 拝承
- ・燃料製造メーカーの JEAC4111 の記載省略の話があったが、燃料製造メーカーは上位規程が無いことを踏まえると省略しない方が良いのではないか。
電力事業者は上位規程等で記載されているため、重複することから参照するよう記載することでもよいが、そうでない点は記載することとし、改定案のイメージは解説に記載し、その中で上位規程等を引用するような記載で良いのではないかと考えている。
- 第2章以降に記載の赤字改定案について、規格本文に記載するものと解説に記載するものに分けて記載するよう規格改定案の検討を進める方向とする。
- ・9.2 安全文化の継続的改善の i)に記載の「問いかける姿勢および…」について、燃料製造メーカーとして記載して問題ないか。
- 安全文化については、既にWHから燃料製造メーカーに対して「問いかける姿勢」等の活動をするよう指示を受けており、特に問題とはならないが、もう少し大括りの記載にできないか。
- 解説への記載と例示で記載するよう検討する。
- ・9.3 安全文化及び安全のためのリーダーシップに対するアセスメントについて、燃料製造メーカーとして記載しても問題はないか。
- 問題ないか持ち帰り確認する。
- ・3. 検査の管理に記載の調達先の記載充実にあたり、燃料製造メーカーとして調達先の選定条件に安全文化醸成活動に係る事項を要求事項に含めているのか。
- 今は選定条件の必須条件としていないと思うが、持ち帰り確認する。
- ・現状、燃料製造メーカーで不適合が発生した際は電力事業者に連絡してくれるよう依頼している、材料納入メーカー、材料変更する時などの際は、連絡くれるようになっており、電力事業者が承認しているが、これらの実態を改定案に記載することができないか。
- 電力事業者と燃料製造メーカーが互いに協調しながら、良い燃料を製造すべく活動をしていることを解説、例示等で記載していくことにしたい。これまでの規格では燃料製造メーカー主体の規格記載内容であったが、今回の改定案では、電力事業者も協働で実施していることが分かるような改定案の記載とする。

(5) 今後の予定

- 1) 本日の委員コメントを踏まえ、主査が修正案を作成し、今後、残すもの、残さないものの仕分けを行い、各章を分担して改定案を作成する。
- 2) 6月5日の分科会では、改定案の方針について報告する。
- 3) 7月頃に各社分担案を持寄り改定案の検討を実施する。
- 4) 8月の分科会には素案を説明する。
- 5) 9月頃規格委員会に中間報告する。

(6) その他

- ・主査より、今後の検討会に日本原燃の方をメンバーに加えて進める旨提案され、主査より推薦頂くこととした。(最初は常時参加者として参加頂く)
- ・次回検討会は、各章毎に分担し改定案を検討した後、日程調整し開催する。

以 上